

川口市がん患者ウィッグ購入費助成金交付に関するQ & A

(更新日) 令和5年5月16日

対象者について		
番号	質問	回答
1	対象者の条件はなにか。	次の条件に全て当てはまるかたです。 ①申請する日に川口市に住民票がある ②がんの治療により脱毛し、ウィッグが必要となった ③これまでこの助成金を受けたことがない ④川口市以外の自治体（都道府県や市区町村）からも補助金や助成金を受け取ったことがない
2	川口市に居住しているが、住民票は市外にある。対象になるか。	対象になりません。
3	がんの治療は終了しているが、脱毛症状がまだある。対象となるか。	対象になります。
4	以前、この制度を利用し、助成金の交付を受けたが、がんが再発し、ウィッグが再び必要となった。対象となるか。	対象になりません。
5	がん治療により脱毛しウィッグを購入してから、1年以上経過している。対象となるか。	対象となりません。 ウィッグの購入日に関する条件は、 ・令和3年（2021年）4月1日以降に購入し、 ・その購入した日から1年以内です。
6	これから抗がん剤治療を受けることになるが、対象となるか。	対象となります。ただし助成金の交付は生涯に1度だけです。ご注意ください。
対象となるウィッグについて		
番号	質問	回答
7	医療用ウィッグではない、ファッション用のウィッグも対象となるか。	対象になります。
8	ウィッグの付属品やケア用品は対象となるか。	ウィッグを着用する際に必要なネットは対象となります。ただし付属品やケア用品、交通費、送料、カット代、セット代等は対象となりませんのでご注意ください。
9	ウィッグを購入した際にかかった交通費や送料は、対象となるか。	対象になりません。
10	ウィッグを購入した際にかかったカット代やセット代は、対象となるか。	対象になりません。
11	ウィッグを自作することにしたが、材料費は対象となるか。	対象になりません。

助成金について		
番号	質問	回答
12	助成金の上限額はいくらか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに購入した場合、1万円です。 ・令和5年4月1日以降購入した場合は、1万5千円です。 <p>ただし、交付した助成金が上記の上限額の金額未満であったとしても、新たにウイッグやネットを購入し、残りの額を改めて申請することはできません。</p>
13	対象となる金額は消費税を含んだ金額か。	消費税を含んだ金額です。
申請から振込までの流れについて		
番号	質問	回答
14	申請書はどこにあるのか。	川口市のホームページからダウンロードできます。 またダウンロードができない場合は保健所健康増進課（南町1-9-20）まで取りに来ていただくか、いずれもできない場合は郵送します。
15	申請書はどこに提出するのか。	健康増進課健診係（南町1-9-20）です。
16	申請書の提出方法はどのようにすればよいか。	直接持参いただくか、郵送でご提出ください。
17	申請書を提出してから助成金が口座へ振り込まれるまでにどのくらい時間がかかるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書に不備等がなければ、受理後、1か月以内に交付決定通知書をお送りします。 ・交付決定通知書をお送りした後、1か月以内にご指定の口座に振り込みます。
申請書とその添付書類について		
番号	質問	回答
18	申請書を「消せるボールペン」で書いた。受理されるか。	受理できません。消せないボールペン（油性）で記入してください。
19	申請書を書き損じてしまった。どう訂正すればいいか。	二重線で消して、訂正してください。
20	申請書の「申請者」と「対象者」とは誰のことか。	「申請者」：助成金を受け取るかた 「対象者」：実際にウイッグを使用しているかた です。基本的には「申請者」＝「対象者」です。
21	ウイッグを実際に使用するのは自分の子ども（未成年）だが、「申請者」になるのか。	親権者（保護者）が「申請者」となり、お子さんが「対象者」になります。 また助成金の振込先は親権者（保護者）の口座を指定してください。
22	やむを得ない事情により、実際にウイッグを使用している者が申請できない。どうすればいいか。	健康増進課健診係へご相談ください。

23	<p>助成金の振込先としてゆうちょ銀行を指定したいが、通帳を確認したところ、「記号」が5桁、「番号」が8桁あり、申請書に記入できない。</p>	<p>他銀行から振込できる口座番号（7桁）を記入していただく必要があります。ゆうちょ銀行へご確認ください。なお、ゆうちょ銀行のホームページでもご確認できます。</p>
24	<p>インターネットでウィッグを購入したが、領収書が発行されなかった。どうすればいいか。</p>	<p>購入したウィッグについて、詳細にわかる資料（原本）を提出してください。</p> <p>①次の項目が記載されているものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名（申請者名又は対象者名） ・購入日 ・購入金額とその内訳 ・購入先の名称（店名）と所在地 <p>②資料の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット会社からの請求明細の原本（宛名、購入日、購入金額）と購入先からの受注確認メール（購入金額の内訳、購入先の名称と所在地）をプリントアウトしたものの2点を組み合わせたもの。